

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大石光伸 ほか265名

被 告 国 ほか1名

第9準備書面

平成27年6月11日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩渕正樹 

被告国指定代理人

伊藤清隆 

山本剛 

田口達大 

中野恭介 

山田一哉 

久保寺勝 

東海林岳史 

山神暁恵 

酒葉淳 

白石雄亮 

宮 本 昌 平	
佐 藤 明 文	
皆 川 征 治	
田 中 英 臣	
鶴 園 孝 夫	
武 田 龍 夫	
泉 雄 大	
三 田 裕 信	
堀 口 晋	
松 原 崇 弘	
村 川 正 德	
中 川 幸 成	
木 村 真 一	
青 木 一 哉	
村 田 真 一	
足 立 恭 二	
荒 川 一 郎	
忠 内 嶽 大	
熊 谷 和 宣	
照 井 裕 之	
森 田 深	
渡 邊 桂 一	

野田智輝


佐藤雄一


桐原大輔


目 次

第1 地震に関する原告らの主張が不明確であること	5
1 原告らの主張	5
2 地震に関する原告らの主張が不明確であること	5
第2 津波に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	7
1 原告らの主張	7
2 津波に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	7
第3 外部電源に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	8
1 原告らの主張等	8
2 全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則の内容	8
(1) 全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則の概要	8
(2) 設置許可基準規則における事故防止対策	10
(3) 設置許可基準規則における重大事故等対策	18
3 外部電源に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	23

被告国は、本準備書面において、平成27年3月12日付け原告ら準備書面(23)（以下「原告ら準備書面(23)」という。）第2の3（新規制基準自体の不備・違法性）における主張（平成26年5月15日付け原告ら準備書面(10)（以下「原告ら準備書面(10)」という。）における主張も含む。）のうち、地震、津波及び外部電源に関する主張に対して反論する。すなわち、地震及び津波に関する主張に対しては、平成26年12月4日付け被告国第7準備書面（以下「被告国第7準備書面」という。）で述べた設置許可基準規則の具体的な内容を踏まえて、原告らの主張が失当ないし不明確であることを明らかにし（第1及び第2）、外部電源に関する主張に対しては、それに対応する設置許可基準規則（全交流電源喪失に関する設置許可基準規則）の具体的な内容を明らかにしつつ、原告らの主張が失当ないし不明確であることを明らかにする（第3）。

なお、原告ら準備書面(23)における新規制基準に係るその余の主張に対しては、次回以降の準備書面において順次反論する予定である。

第1 地震に関する原告らの主張が不明確であること

1 原告らの主張

原告らは、「地震の想定手法の見直しが不十分であり、新規制基準の記載方法も具体性を欠き、基準とは言えない体裁である」（原告ら準備書面(23)第2の3エ（5ページ））などと主張する。

2 地震に関する原告らの主張が不明確であること

原告らは、設置許可基準規則等に中央防災会議の考え方が反映された箇所が見当たらないことや、「適切に評価」等の表現が用いられていることを指摘する（原告ら準備書面(10)4-2-4の1）（19ページ）。しかし、被告国第7準備書面第2の2(1)ア（12及び13ページ）で述べたとおり、設置許可基準規則4条3項は、「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（中

略) に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」と規定し、基準地震動の策定方法を、同規則の解釈別記2の5(乙Bア第8号証126ないし129ページ)に規定している。原告らの上記主張では、上記規則等の具体的な内容に対して、いかなる意味においてその内容が不十分であり、具体性を欠き、それによって上記規則等にどのような不合理な点があるのか明らかではない。

また、原告らは、「不確かさをできるだけ安全側に考えることが、これまでの地震想定の誤りを是正するための考え方として必要である。(中略) 全て安全側に考えるという基準が、残余のリスクを無くす方向で必要であるが、そのような基準が規定されていない。」と主張する(原告ら準備書面(10)4-2-4の1)(19ページ)。しかし、被告国第7準備書面第2の2(1)ア(ア)(13ないし15ページ)で述べたとおり、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、複数選定した検討用地震ごとに、震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角、アスペリティの位置・大きさ、応力降下量及び破壊開始点等の不確かさ、並びにこれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさを考慮することが求められている上、基準地震動の策定過程においては、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮することが求められている。原告らの上記主張は、設置許可基準規則等において要求されている上記「不確かさの考慮」がいかなる意味で不十分であり、それによってどのように上記規則等に不合理な点があるのか明らかではなく、「全てを安全側に考えるという基準」が何を意味するのかも明らかではない。

さらに、原告らは、「震源を特定せず策定する地震動」について、「中央防災会議の指摘に基づく見直しがされていない」と主張する(原告ら準備書面(10)4-2-4の1)(19ページ)。しかし、「震源を特定せず策定する地震動」

に係る設置許可基準規則等の内容については、被告国第7準備書面第2の2(1)ア(イ)(15及び16ページ)で述べたとおりであり、原告らの上記主張では、同規則等の具体的な内容に対して、具体的にいかなる見直しをすべきであるのか、その見直しがされていないことによってどのように上記規則等に不合理な点があるのか明らかではない。

第2 津波に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること

1 原告らの主張

原告らは、津波に関する設置許可基準規則について、原告ら準備書面(23)第2の3オ(5ページ)において、「津波想定は、太平洋側は厳しくなったが、日本海側は十分な検証ができていない」(原告ら準備書面(23)第2の3オ(5ページ))、「日本海側の検討対象では、日本海中部地震(中略)などを挙げるにとどめられている。(中略)このガイドをそのまま使用することは、最大限安全側に考えるという基本を無視することになりかねない」(原告ら準備書面(10)4-2-4の2)(19及び20ページ))などと主張する。

2 津波に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること

原告らの上記主張は、日本海側において今後発生が想定される地震及び津波について十分な検証ができていない状況にあるというものであるが、本件原子炉施設が太平洋側にあり、日本海側にないことは争いのない事実であり、原告らの上記主張は本件原子炉施設の安全性を左右するものではないから、原告らの上記主張が失当であることは明らかである。

また、津波に関する設置許可基準規則等の具体的な内容は、被告国第7準備書面第2の3(27ないし32ページ)で述べたとおりであるが、原告らの上記主張は、これらの設置許可基準規則等のいかなる部分について合理性を欠くと主張するものであるのかが明らかでない。

第3 外部電源に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること

1 原告らの主張等

原告らは、「外部電源に関する重要度分類、耐震重要度分類の重要性を考慮した格上げを行っていない」(原告ら準備書面(23)第2の3ウ(5ページ))などと主張する。

そこで、外部電源に関する原告らの主張に対応する設置許可基準規則は、全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則と考えられることから、まず、同規則の内容について説明した上(後記2)、原告らの主張が失当ないし不明確であることを主張する(後記3)。

2 全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則の内容

(1) 全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則の概要

ア 設計基準対象施設に関する要求事項の概要

発電用原子炉施設は、そもそも全交流電源喪失(注^{*1})に至らないよう安全性を確保し得るものでなければならず、事故防止対策として、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するために保安電源設備が設計されることが求められる。そこで、設置許可基準規則は、発電用原子炉施設において、重要安全施設の機能維持に必要となる外部電源(注^{*2})の喪失が原因で同施設の機能が喪失するこ

*1 発電所の機器を駆動するための所内電源及び外部電源が喪失し、かつ非常用ディーゼル発電機が全て起動失敗したため、交流電源が給電できなくなる状態(全交流動力電源喪失といつてもよく、設置許可基準規則の解釈14条部分では、「外部電源喪失及び非常用所内交流動力電源喪失の重畠」とされている。乙Bア第8号証31ページ)。本書面においては、外部電源及び非常用所内交流動力電源をいずれも喪失することについて、設置許可基準規則を具体的に引用する場合を除き、「全交流電源喪失」と述べることとする。

*2 原子力施設外部の送電系統等から原子力施設に供給される電源。

とを防止し、周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくの危険を与えないようにするとの基本的考え方に基づき、安全施設としての保安電源設備に係る規定（設置許可基準規則33条。乙Bア第8号証65ないし67ページ）を設けている。そして、全交流電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が開始されるまでの間を切れ目なく引き継ぐための全交流電源喪失対策設備に係る規定（設置許可基準規則14条。乙Bア第8号証31ページ）を設けている。

その上で、原子炉施設の安全設計が妥当であることを確認するため、発電用原子炉設置者が申請した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大防止の解析及び評価の妥当性も確認することとされている（設置許可基準規則13条。乙Bア第8号証29及び30ページ）。

イ 重大事故等対処施設に関する要求事項の概要

さらに、万一の重大事故等対策として、保安電源設備の電源喪失に対処するために必要な電源設備の設置が求められる（設置許可基準規則57条1項。乙Bア第8号証110および111ページ）ほか、設置許可基準規則33条2項の求めにより設置される非常用電源設備、さらなる信頼性向上のため、常設の直流電源設備の設置が求められる（設置許可基準規則57条2項。乙Bア第8号証110および111ページ）。具体的な場面として、個別の重大事故等対策を実施するために必要な電源設備に関連する整備が求められている（設置許可基準規則45条及び46条並びに51条ないし54条。乙Bア第8号証95ないし97ページ及び103ないし107ページ）。

その上で、発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において重大事故等対策のために考慮された機器系統などの設計が妥当であることを確認するため、発電用原子炉設置者が申請した重大事故等対策の有効性に係る評価の妥当性も確認することとされている（設置許可基準規則37

条。乙Bア第8号証71ないし79ページ)。

(2) 設置許可基準規則における事故防止対策

ア 全交流電源喪失に対する事故防止対策の要求事項

(7) 保安電源設備の設置要求

a 保安電源設備の設置要求の概要

発電用原子炉施設においては、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時に電源が喪失し、重要安全施設がその機能を喪失しないよう設計されなければならず、重要安全施設がその安全機能を確保するために必要な電源を確保すべく、外部電源系統及び非常用所内電源系統を有する設計であることが必要とされている(設置許可基準規則33条1項及び2項。乙Bア第8号証65ページ)。

b 重要安全施設へ電力を供給するための設備の設置要求

発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給されるよう設計されていることが重要である。そのため、保安電源設備に関する基本設計ないし基本的設計方針において、発電用原子炉施設は、外部電源系に接続され、重要安全施設がその機能を維持するために必要な電力を当該重要安全施設に供給できる設計であることが求められている(設置許可基準規則33条1項。乙Bア第8号証65ページ)。

c 非常用電源設備の設置要求

発電用原子炉施設においては、仮に全ての外部電源が喪失した場合においても、電力喪失が原因で安全施設が機能を喪失しないことが重要である。そのため、発電用原子炉施設には、仮に全ての外部電源が喪失した場合においても、その機能維持のために必要な電源が供給されるように、非常用電源設備(ただし、安全施設に属するものに限る。)を設けなければならないとされている(設置許可基準規則33条2項)。

乙Bア第8号証65ページ)。

(イ) 保安電源設備に係る機能要求

a 保安電源設備に係る機能要求の概要

保安電源設備の機能に関する一般的な要求事項として、「保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。」とされている（設置許可基準規則33条3項。乙Bア第8号証65ページ）。

ここで、「安全施設への電力の供給が停止することがない」とは、重要安全施設に対して、その多重性を損なうことがないように、電気系統についても系統分離を考慮して母線が構成されるとともに、電気系統を構成する個々の機器が信頼性の高いものであって、非常用所内電源系からの受電時等の母線の切替操作が容易なことをいい（設置許可基準規則の解釈33条1項部分。乙Bア第8号証65ページ）、「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡（注^{*3}）若しくは地絡（注^{*4}）又は母

*3 短絡とは、インピーダンスがないか又は異常に小さい値の状態で接触した現象。一般にショートと言われ、短絡点を通って流れる電流のことを短絡電流という（「電気工事基礎用語事典 第2版」（オーム社、2011））。

*4 地絡とは、電路と大地間が絶縁劣化に伴い、導電性物質、アークによって橋絡し、電路又は機器の外枠に危険な電圧が発生し、危険な電流が流れる電気事故の現象。

線の低電圧若しくは過電流等を検知し、遮断器（注^{*5}）等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいい、外部電源に直接接続している変圧器の一次側において3相のうちの1相の電路の解放が生じた場合にあっては、安全施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を行うことによって、安全施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できることをいう（設置許可基準規則の解釈3条2項部分。乙Bア第8号証65及び66ページ）。

これらによれば、安全施設へ電力を供給するための設備である保安電源設備は、①発電用原子炉施設内開閉所の外部の電力系統から安全施設への電力の供給が停止することのないよう設計されること、②発電用原子炉施設内の非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することのないよう設計されることが要求されているといえる。

b 発電用原子炉施設内開閉所の外部の電力系統から安全施設への電力の供給が停止することのない設計（前記a①）

保安電源設備は、発電用原子炉施設内開閉所の外部の電力系統から安全施設への電力の供給が停止することのないよう設計されることが求められている。そのため、1回線からの受電が途絶えても電源供給が途絶えることがないように、「設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、

*5 遮断機とは、常規の負荷電流の開閉または異常状態時に電路が短絡状態であっても電路を安全に開閉できる器具（「電気工事基礎用語事典 第2版」（オーム社、2011））をいう。

当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。」とされており、「電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない」とされている（設置許可基準規則33条4項及び5項。乙Bア第8号証66ページ）。

ここで、「少なくとも二回線」とは、送受電可能な回線又は受電専用の回線の組み合わせにより、電力系統と非常用所内配電設備とを接続する外部電源受電回路を2つ以上設けることにより達成されることをいい（設置許可基準規則の解釈33条3項部分。乙Bア第8号証66ページ）、「互いに独立したもの」とは、発電用原子炉施設に接続する電線路の上流側の接続先において1つの変電所又は開閉所のみに連系し、当該変電所又は開閉所が停止することにより当該発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないことをいい（設置許可基準規則の解釈33条4項部分。乙Bア第8号証66ページ）、「物理的に分離」とは、同一の送電鉄塔等に架線されていないことをいう（設置許可基準規則の解釈33条5項部分。乙Bア第8号証66ページ）。

c 発電用原子炉施設内の非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することのない設計（前記a②）

外部電源系からの受電を全て喪失したとしても、発電用原子炉施設内で電源を供給することができれば、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への電源供給が可能であることから、保安電源設備は、発電用原子炉施設内の非常用電源設備から工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備への電力の供給が停止することのないよう設計され、その信頼性が確保されていることが重要であ

る。そのため、「非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障（注^{*6}）が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。」とされている（設置許可基準規則3条7項。乙Bア第8号証67ページ）。

ここで、「十分な容量」とは、7日間の外部電源喪失を仮定しても、非常用ディーゼル発電機等の連続運転により必要とする電力を供給できることをいい、非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（耐震重要度分類Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上を敷地内に貯蔵できるものであること。」をいう（設置許可基準規則の解釈33条7項部分。乙Bア第8号証67ページ）。また、「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する2以上の系統又は機器が同一の発電用原子炉施設に存在することをいい、「多様性」とは、同一の機能を有する2以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（注^{*7}）又は從

*6 単一故障とは、单一の事故に起因して一つの動的機器が所定の安全上の機能を失うことをいう。单一の事象に起因して必然的に起こる多重故障を含む。なお、動的機器とは、外部からの動力の供給を受けて、それを含む系統が本来の機能を果たす必要があるとき、機械的に動作する部分を有する機器をいい、具体例としては排風機、弁、ダンパ、ポンプ、遮断機、リレー等が挙げられる。

*7 共通要因とは、2以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。

属要因（注^{*8}）によって同時にその機能が損なわれないことをいい、「独立性」とは、2以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう（設置許可基準規則2条2項17号、18号及び19号。乙Bア第8号証6ページ）。

以上のとおり、設置許可基準規則33条7項は、発電用原子炉施設においては、外部電源が喪失したとしても、外部電源系が復旧するまでの間、非常用ディーゼル発電機等の連続運転によって、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備に必要な電力供給ができるように、余裕のある電力の供給能力を要求しているということができる。

(ウ) 全交流電源喪失対策設備の設置要求

全交流電源喪失対策設備の機能に関する要求事項として、「発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない」とされている。

（設置許可基準規則14条。乙Bア第8号証31ページ）。

*8 従属要因とは、単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。

後記(3)ア(ア)で述べるように、重大事故対策として用意される電源設備からの電力供給に確実に切れ目なく引き継ぐ観点から、全交流電源喪失に至ったとしても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却、原子炉格納容器の健全性を確保することが重要である。そのため、「全交流動力電源喪失（外部電源喪失及び非常用所内交流動力電源喪失の重畠）に備えて、非常用所内直流電源設備は、原子炉の安全停止、停止後の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保のために必要とする電気容量を一定時間（重大事故等に対処するための電源設備から電力が供給されるまでの間）確保できること。」とされている（設置許可基準規則の解釈14条部分。乙Bア第8号証31ページ）。

イ 事故防止対策の安全評価に関する要求事項

設計基準対象施設は、①運転時の異常な過渡変化時において、イ) 最小限界熱流束比又は最小限界出力比が許容限界値以上であること、ロ) 燃料被覆材が破損しないものであること、ハ) 燃料材のエンタルピー（注^{*9}）が燃料要素の許容損傷限界を超えないこと、ニ) 原子炉冷却材圧力バウンダリ（注^{*10}）にかかる圧力が最高使用圧力の1.1倍以下となることの要件を満たすものであり、②設計基準事故時において、イ) 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること、ロ) 燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと、ハ) 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の1.2倍以下となるこ

*9 エンタルピーとは、熱含量のこと。熱力学的関数の一つである。

*10 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、「起動停止を含む原子炉の通常運転時に原子炉冷却材の存在する範囲のもののうち、苛酷な事故条件下で弁等により隔離されて圧力障壁を形成する範囲をいう」（安全設計審査指針III 1(1)）。

と、二) 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること、亦) 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであることの要件を満たすものでなければならないとされている（設置許可基準規則13条。乙Bア第8号証29及び30ページ）。

そして、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価を「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂。乙Bア第10号証。以下「安全評価審査指針」という。）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づいて実施することとされている（設置許可基準規則の解釈13条1項部分。乙Bア第8号証29ページ）。

ここで、「運転時の異常な過渡変化」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいい、「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう（設置許可基準規則2条2項3号及び4号。乙Bア第8号証3及び4ページ）。

上記の評価に当たっては、発電用原子炉施設の「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」の各々に対し、評価の対象とすべき事象を適切に選定し、解析に当たって使用するモデル及びパラメータは、評価の結果が厳しくなるように選定し、想定された事象に加えて、「設計基準事故」

に対処するために必要な系統、機器について、原子炉停止、炉心冷却及び放射能閉じ込めの各基本的安全機能別に、解析の結果を最も厳しくする機器の単一故障を仮定し、「設計基準事故」の解析に当たって、工学的安全施設の動作を期待する場合においては、外部電源が利用できない場合も考慮して解析を行わなければならない。その結果、「運転時の異常な過渡変化」が生じた場合、炉心は損傷に至ることなく、かつ、発電用原子炉施設は通常運転に復帰できる状態で事象が収束される設計であること、「設計基準事故」が生じた場合、炉心の溶融あるいは著しい損傷のおそれがなく、かつ、事象の過程において他の異常状態の原因となるような2次的損傷が生じなく、さらに放射性物質の放散に対する障壁の設計が妥当であることが確認される必要がある（安全評価審査指針Ⅱ。乙Bア第10号証1ないし5ページ）。

以上のとおり、事故防止対策に係る安全評価の妥当性を確認するに当たっては、機器の単一故障の仮定を行うなどの方法で、上記事項の解析や評価を行うことによって、発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において保安電源設備を含めた事故防止対策のために考慮された機器系統などの各種の安全設計が妥当であることを確認している。

(3) 設置許可基準規則における重大事故等対策

ア 電源設備に係る重大事故等対策の要求事項

(ア) 保安電源喪失時における電源設備

設置許可基準規則57条1項は、「発電用原子炉施設には、設計基準事故対応設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない」とし、同条2項は、「発電用原子炉施設には、第33条第2項の規定によ

り設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備」を設けなければならない旨を規定している（設置許可基準規則57条。乙Bア第8号証110ページ）。なお、平成24年改正前原子炉等規制法23条1項により設置の許可を受けた本件原子炉に対し、設置許可基準規則附則2項により、平成30年7月7日までの間は、同規則57条2項に定める規定を適用しないことができるとしている。詳細は後述する。

ここで、「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう（設置許可基準規則の解釈57条1項部分。乙Bア第8号証110及び111ページ）。

① 代替電源設備を設けること。

- (a) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリ等）を配備すること。
- (b) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。
- (c) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。

② 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。

③ 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）

の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。

- ④ 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。
- ⑤ 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

また、「常設の直流電源設備」とは、更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備する措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備のことをいう（設置許可基準規則の解釈57条2項部分。乙Bア第8号証111ページ）。

以上のとおり、設計基準事故対策としては、工学的安全施設に電源が供給されるように幾重もの防護設計がされているものの、それでもなお保安電源の喪失を想定し、発電用原子炉施設においては、設計基準事故に対処するための設備とは独立し、かつ、位置的分散により共通要因故障を回避することを要求した電源設備を要求するとともに、複数の事象にも適切に対処することができるよう十分な容量を要求しているものである。

(イ) 個別の重大事故等に対処するための設備との関係

- a 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における重大事故等に対処する

ための設備における可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリ等）

発電用原子炉施設において考慮すべき重大事故等については、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における重大事故等に対処するための設備において、各対処を実施するために必要となる可搬型バッテリ等の可搬型重大事故防止設備を設けることが必要であるとされている。

具体的には、①全交流電源喪失・常設直流電源系統喪失を想定し、原子炉隔離時冷却系（R C I C）又は非常用復水器により発電用原子炉を冷却するために必要な設備として、R C I C 等の起動及び十分な期間の運転継続を行う可搬型重大事故防止設備（可搬型バッテリ等）等を整備すること（設置許可基準規則45条、設置許可基準規則の解釈45条部分の1(1)a)i)。乙Bア第8号証95及び96ページ）、②原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備として、常設直流電源系統喪失時においても、減圧用の逃がし安全弁を作動させ原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作が行えるよう、手動設備又は可搬型重大事故防止設備（可搬型代替直流電源設備等）を配備すること（設置許可基準規則46条、設置許可基準規則の解釈46条部分の1(2)a)。乙Bア第8号証97ページ）が必要であるとされている。

b その他個別の重大事故等に対処するための設備における代替電源設備からの給電を可能とする対策

原子炉格納容器下部の溶融を冷却するための設備等の個別の重大事故等に対処するための設備において、可搬型バッテリ等から各対処を実施するために必要な電力の供給を受けられるようにするため、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすることが必要であるとされている（設置許可基準規則51条ないし54条、設置許可基準規則の解釈51条部分の1、52条部分の1、53条部

分の 1 及び 54 条部分の 4。乙 B ア第 8 号証 103 ページないし 107 ページ)。

なお、上記の電源設備は、重大事故等時においても機能する必要があるため、電源設備について規定した設置許可基準規則 57 条にも適合する必要がある。

イ 重大事故等対策の有効性評価に関する要求事項

発電用原子炉施設においては、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならず、この措置は、以下に掲げる要件を満たすものであることが必要であるとされている（設置許可基準規則 37 条 1 項、設置許可基準規則の解釈 37 条部分の 1-2。乙 B ア第 8 号証 73 ページ）。

- ① 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待できるものにあっては、炉心の著しい損傷を防止するための十分な対策が計画されており、かつ、その対策が想定する範囲内で有効性があることを確認すること。
- ② 想定する事故シーケンスグループのうち炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器の機能に期待することが困難なもの（格納容器先行破損シーケンス、格納容器バイパス等）にあっては、炉心の著しい損傷を防止する対策に有効性があることを確認すること。

また、重大事故等対策の有効性についての評価に当たっては、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対して原子炉の安全性を損なうことがないよう設計することを求められる構築物、系統及び機器がその安全機能を喪失した場合であって、炉心の著しい損傷に至る可能性があると想定する事故シーケンスグループとし、全交流電源喪失を必ず想定される事故シーケンスグループとするとされている（設置許可基準規則の解釈の 37 条部分の 1-1。乙

Bア第8号証71及び72ページ)。

そして、発電用原子炉施設において、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならないとされている。(設置許可基準規則37条2項。乙Bア第8号証71ページ)。

この措置を講じたものは、想定する格納容器破損モードに対して、原子炉格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外へ放出されることを防止する対策に有効性があることを確認することが必要であるとされている(設置許可基準規則の解釈の37条2項部分の2-2。乙Bア第8号証76ページ)。

さらに、前記ア(イ)aで述べたとおり、発電用原子炉施設において考慮すべき重大事故等については、個別の重大事故等に対処するための設備(設置許可基準規則45条及び46条。乙Bア第8号証95ないし97ページ)において、当該対処を実施するために必要となる電源設備を整備することが必要とされているため、重大事故等対策の有効性について評価を行うことにより、設置許可基準規則37条所定の電気設備の設計上の妥当性も確認されることになる。

3 外部電源に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること

(1) 原告らは、「外部電源は重要度分類指針のクラス1、耐震設計上の重要度分類のSクラスに格上げしなければならない」が、新規制基準では「外部電源に関する重要度分類、耐震重要度分類を変更していない。」(原告ら準備書面(10)4-2-3の1) (17ページ))と主張する。

しかし、上記主張のうちの「重要度分類指針」とは、平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(乙Bア第11号証。以下「重要度分類指針」という。)であると解されるが、同指針においては、「安全機能を有する構築物、系統

及び機器を、それが果たす安全機能の性質に応じて」、異常発生防止系（P-S）と異常影響緩和系（M-S）に分類した上、「その有する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類する。」とされている（重要度分類指針「III 1 及び 2」・同号証1及び2ページ）。このように、重要度分類指針は、耐震性とは異なる観点から策定されているのであるが、原告らが「重要度分類」を変更すべきとする根拠は、「耐震性を高めなければ、地震により外部電源が同時損傷する事態は防げない」とされており、これは、耐震重要度分類（被告国第7準備書面第2の2(1)イ（16及び17ページ参照）を批判しているものであるから、外部電源に係る重要度分類指針の分類を変更すべきであるとする根拠にはならない。そして、原告らは、外部電源の耐震重要度分類がSクラスではないことを指摘するが、耐震重要度分類においてSクラスに分類される施設とは、被告国第7準備書面第2の2(1)イ（16ないし24ページ）で述べたとおりであり、全交流電源喪失に対する安全性に係る設置許可基準規則の内容は上記2において述べたとおりであるから、このような対策を踏まえてもなお外部電源の耐震重要度分類をSクラスにしなければならない根拠は明らかではない。

(2) また、原告らは、設置許可基準規則の内容が不明である旨の主張をするが（原告ら準備書面(10)4-2-3の2）（18ページ）、その内容は上記2において詳述したとおりであり、これを踏まえてもなお同内容が不明であるとする根拠は明らかではない。

さらに、原告らは、「所内常設直流電源設備」の第3系統目が要求事項になっているにもかかわらず、これに5年間の猶予が与えられていることが、基準内の矛盾であり、安全性が欠けている状態である旨主張する（原告ら準備書面(10)4-2-3の2）（18ページ）。原告らの指摘する「所内常設直流電源設備（3系統目）」は、上記2(3)ア(ア)で述べたとおり、設置許可基準規則57条2項の要求事項である。外部電源を含む電源確保対策に係る

設置許可基準規則は、設計基準事故対策として、工学的安全施設に電源が供給されるように多重性又は多様性及び独立性を要求し、さらに、重大事故等対策として、例えば同規則57条1項において交流電源設備や所内常設蓄電式直流電源設備等を要求している。平成25年7月の設置許可基準規則の施行時点においては、以上の内容をもって設計基準事故対策及び重大事故等対策として要求すべき電源確保対策とし、これらについては全て備えることを要求している。他方、同規則57条2項で要求している所内直流電源設備（3系統目）は、上記各対策が採られた上で、「更なる信頼性を向上するため」（設置許可基準規則の解釈57条2項a）部分。乙Bア第8号証111ページ）の要求事項であるから、これに5年間の猶予が与えられていることによって安全性に欠けるところはなく、何ら不合理な点はない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	//	//	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	//	7	第8準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	//	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	//	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用的制限の命令	//	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	//	15	第5準備書面から基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	//	17	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	//	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	//	21	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	//	22	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	//	24	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	//	33	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	//	34	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	//	59	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	

審査会	原子炉安全審査会	〃	12	
伊方最高裁判 決	最高裁平成4年10月29日第一 小法廷判決	〃	14	
もんじゅ最高 裁平成17年 判決	最高裁平成17年5月30日第一 小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和4 8年判決	最高裁昭和48年4月26日第一 小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高 裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小 法廷判決	〃	30	
2007年勧 告	国際放射線防護委員会(I C R P) の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧 告	国際放射線防護委員会(I C R P) の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発 電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会 社がした本件原子炉の設置許可申 請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委 員会及び原子炉安全専門審査会に による原子炉等規制法24条1項3 号（技術的能力に係る部分に限 る。）及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準 備書面	平成25年7月2日付け被告国の 第2準備書面	第3準備書面	5	

本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	//	//	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	//	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	//	//	
原研	日本原子力研究所	//	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	//	//	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	//	//	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ) 第68号事件における証人大崎順彦の証言	//	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ) 第19号事件における証人浜田達二の証言	//	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被爆線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号）	//	6	

気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	//	//	
内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ) 第19号事件における証人内田秀雄の証言	//	//	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	//	//	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	//	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	//	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ) 第19号事件における証人児玉勝臣の証言	//	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	//	//	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	//	//	答弁書から基本用語を変更

平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	〃	〃	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	

原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	//	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	//	//	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	//	//	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	//	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力その	//	//	

	他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	//	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	//	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	//	//	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	//	//	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	//	//	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	//	30	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可	//	44	

	基準規則に適合するか否かの判断 及び使用停止等処分を発令しない との判断			
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国 の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国 の第6準備書面	//	//	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯 蔵する燃料体又は使用済燃料の著 しい損傷	//	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	//	//	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関 係をも含めた事故の防止対策	//	//	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故 (運転時の異常な過渡変化及び設 計基準事故を除く。) が発生した 場合における自然的条件及び社会 的条件との関係をも含めた炉心等 の著しい損傷を防止するための安 全確保対策	//	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における 自然的条件及び社会的条件との関 係をも含めた大量の放射性物質が	//	//	

	敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策			
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	//	//	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	//	8	
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	//	//	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	//	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	//	27	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付で原子力規制委員会に対して	//	//	

	した、本件原子炉の設置変更許可申請			
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	//	//	
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	//	//	答弁書から基本用語を変更
本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	//	//	答弁書から略称を変更
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	//	9	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	//	//	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	//	//	

被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国 第7準備書面	〃	〃	
安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂)	〃	17	
重要度分類指針	平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」	〃	23	